

一部抜粋版

相模原農業振興地域整備計画書

令和3年3月

神奈川県相模原市

目 次

第 1	農業振興の基本的方向	1
第 2	農用地利用計画	2
1	土地利用区分の方向	2
(1)	土地利用の方向	2
ア	地域の概況	2
イ	土地利用の構想	3
ウ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	6
ア	農用地等利用の方針	6
イ	用途区分の構想	7
2	農用地利用計画	12
第 3	農業生産基盤の整備開発計画	13
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
2	農業生産基盤整備開発計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 4	農用地等の保全計画	17
1	農用地等の保全の方向	17
2	農用地等保全整備計画	17
3	農用地等の保全のための活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	19
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘 導方向	19
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	19
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	22
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図 るための方策	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第 6	農業近代化施設の整備計画	27
1	農業近代化施設の整備の方向	27
2	農業近代化施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第 7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	30
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	30
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	30
3	農業を担うべき者のための支援の活動	30

4	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	31
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	31
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	31
3	農業従事者就業促進施設	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第9	生活環境施設の整備計画	32
1	生活環境施設の整備の目標	32
2	生活環境施設整備計画	32
3	森林の整備その他林業の振興との関連	32
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	32
第10	付図	33
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農業近代化施設整備計画図（付図3号）	
別記	農用地利用計画	33

旧相模原市 (旧相模原農業振興地域整備計画)	地域指定年月 計画策定年月 計画変更年月日	昭和48年12月4日 昭和49年7月23日 平成8年10月18日	平成14年9月19日
旧城山町 (旧城山農業振興地域整備計画)	地域指定年月 計画策定年月 計画変更年月日	昭和48年3月31日 昭和49年5月30日 平成元年5月22日 平成16年3月10日	平成8年10月11日
旧津久井町 (旧津久井農業振興地域整備計画)	地域指定年月 計画策定年月 計画変更年月日	昭和48年1月16日 昭和49年3月30日 昭和59年11月13日 平成12年7月14日	平成6年6月17日 平成17年12月7日
旧相模湖町 (旧相模湖農業振興地域整備計画)	地域指定年月 計画策定年月 計画変更年月日	昭和48年8月14日 昭和49年3月30日 平成2年5月29日 平成16年3月11日	平成9年6月12日
旧藤野町 (旧藤野農業振興地域整備計画)	地域指定年月 計画策定年月 計画変更年月日	昭和48年8月14日 昭和49年5月30日 昭和56年11月16日 平成13年9月10日	平成7年5月24日

本計画は、市町合併後の計画統合により改定されたものであり、計画の内容について前計画との関係性を確認できるようにするため、合併前の旧市・旧町名を使用している箇所がある。なお、本計画の「津久井地域」という表記は、「旧城山町」「旧津久井町」「旧相模湖町」「旧藤野町」の旧4町の地域をまとめて示す場合に使用している。

第1 農業振興の基本的方向

我が国を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化の進行による労働力の減少、経済のグローバル化の進展、地球温暖化の進行等、大きな変化の最中にあり、農業生産基盤の弱体化や、世界における日本の存在感の低下、改善しないカロリーベースの食料自給率等、様々な課題への対応が急務となっている。

このような状況において、社会経済環境や市民ニーズの変化・多様化に適切に対応するため、相模原市総合計画に基づく施策を実施するとともに、その部門別計画である「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定し、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向け、計画的に施策を実施しているところである。

こうした中、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、それに伴う技術継承の断絶、都市化の進展による農用地等の減少、遊休・荒廃農地の増加、鳥獣被害の深刻化等、非常に厳しい状況にある。

相模原農業振興地域整備計画では、こうした厳しい状況を乗り越えるため、農用地等の保全を図るとともに、農業生産基盤・農業近代化施設の整備等による地域農業の確立を目指し、次の基本方針を柱として、総合的な施策の展開を図る。

(1) 計画的土地利用の推進

農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、本市の土地利用計画との調和を図る。

(2) 農業生産基盤・農業近代化施設の整備

国及び県補助事業を積極的に導入し、計画的・効果的な土地改良事業、既存の農道・用排水路の長寿命化等による農業生産基盤整備を進めるとともに、農産物の直売・加工施設等を中心とした農業近代化施設の整備を促進する。

(3) 農用地等の保全・有効活用

農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業等の活用により、農用地等の流動化を促進し、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を図るとともに、遊休・荒廃農地対策や「相模原市鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣被害対策を行うことで、農用地等の保全・有効活用を図る。

(4) 多様な担い手の育成・確保

認定農業者等の地域の中心的経営体の育成・確保を推進するとともに、新規就農者、農業参入した法人その他の地域の中心的経営体となることが期待される新たな担い手の育成・確保を図る。

(5) 販路の拡大と地域ブランドの形成

直売施設を通じた農産物の地場流通の促進、農業経営の合理化と規模拡大による収益性の向上と余暇時間の増大を目指し、大消費地に近いという恵まれた立地を最大限に活用した農産物の共同販売体制の整備、地域特産物の開発と地域ブランドの形成を推進する。

(6) 新しい農業経営の推進

農業振興及び新技術の導入について調査・研究し、他産業との連携を図りながら、都市近郊の地域特性をいかした新しい農業経営を推進する。

(7) 農業の多面的機能の活用

都市近郊交流型農業を展開し、都市住民との継続的交流を促進するため、都市交流施設や沿道型の直売施設、市民農園、グリーンツーリズム等の地域資源をいかし、大学や企業、NPO 法人等の多様な主体と連携した取組により、農業体験の場その他の農業の多面的機能の活用を図る。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 地域の概況

本市は、神奈川県北西部、東京都心からおおむね30km～60kmに位置し、北部は東京都(八王子市・町田市)、西部は山梨県(上野原市・道志村)と接している。

また、その面積は328.91km²であり、このうち東部地域(旧相模原市の区域)が90.35km²、西部地域(津久井地域)が238.56km²を占めている。

東部地域である旧相模原市の区域は、神奈川県北部の相模野台地に位置し、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘と、その段丘の間の斜面緑地から形成されている。

旧相模原市の区域の交通については、リニア中央新幹線の神奈川県駅(仮称)が設置される予定の橋本駅周辺地区を始め、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区等のように多様な都市機能を有した中心市街地が形成されている。これらの地域においては、JR横浜線・相模線、京王相模原線、小田急線といった鉄道や国道16号・129号等の公共交通網の充実による利便性が高い地域としての土地利用が進んでいる。

西部地域である津久井地域は、相模川の上流域の丹沢山地に位置し、神奈川県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を抱えており、その周辺や河川の流域に広がる丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが

形成されている。また、東京都や山梨県に接する北西部には比較的急峻な山々が連なり、南西部には丹沢大山国定公園に指定されている広大な森林地帯が、標高1,500mを超える山々となって貴重な自然的環境を育んでいる。

津久井地域の交通については、中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道20号・412号・413号等の道路網が整備されているものの、鉄道はJR中央本線のみで、路線バスが主たる公共交通機関として重要な役割を果たしている。

イ 土地利用の構想

本市は、平坦地が多い等の立地条件をいかした畑作や畜産を主体とする旧相模原市の区域と、酪農、中山間地の小規模な畑作や茶業による農業生産が展開されてきた津久井地域から成り立っている。

今後も、農用地等の保全・有効活用を目的とした計画的な土地利用の推進を図るため、土地改良総合整備事業を実施した区域又はその実施を計画している区域及び周辺の土地利用の状況から農業振興を図る上で農用地等として利用することが望ましい土地を中心として、農用地等を確保していく。

そして、農業生産基盤の整備、農用地等の流動化、荒廃農地の再生、鳥獣被害の防止等による農用地等の保全・有効活用を推進するとともに、大消費地に近いという恵まれた立地条件、特産品や文化、景観等の地域資源をいかし、都市と農山村の交流促進に係る施策を推進することで、持続可能な力強い農業の確立と農山村の振興を図る。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和元年	1,572.3	23.0	15.4	0.2	4,125.8	60.4	-	-	-	-	1,113.6	16.3	6,827.1	100.0
目標 令和11年	1,562.7	22.9	15.4	0.2	4,125.8	60.5	-	-	-	-	1,113.6	16.3	6,817.5	100.0
増減	9.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	-	-	-	-	0.0	0.0	9.6	0.0

(注)()内は混牧林地面積である。

(注)上記の土地の区分「農用地」の面積は、農業振興地域内の「農用地」の合計面積である。

ウ 農用地区域の設定方針

農用地区域は、農業生産基盤である優良農地を確保し、農業の近代化に必要な農道・用排水路等の生産環境整備を推進することにより、生産性を高め、農産物の安定供給と農業経営の安定化を図るものである。

その設定に当たっては、その土地の立地条件、自然条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来見通し並びに地域開発等を総合的に考慮した中で、

将来のあるべき土地利用の方向を定めつつ、今後おおむね10年以上にわたり農産物の生産利用に供する土地について定めるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 農用地区域に含めるべき土地について

a 集団的農用地

団地規模がおおむね5ha以上であり、機械化による営農が可能な土地条件を備えているか、又は同様の土地条件を備え得る土地。

なお、河川、道路など線的な施設により土地が分断されている場合であっても、その相互間の往来に支障がなく、農作業上一体的なものとして考え得る場合には、一団の農地として扱うものとする。

b 土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地

(a) 土地改良事業等を完了した地区内の土地

(b) 土地改良事業等が現に実施中であるか、又は調査計画が実施されている地区内の土地

c 土地改良施設の用に供される土地

a、b又はeの土地に介在し、又は隣接する土地であって、当該農用地と一体的に保全し、又は整備する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地

d 農業用施設用地

(a) その規模が2ha以上ある農業用施設の用途に供される土地

(b) a、b又はeの土地に介在し、又は隣接する土地であって、当該農用地と一体的に保全し、又は整備する必要がある農業用施設の用途に供されるもの

e その他

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

(イ) 農用地区域に含めない土地について

a 次に掲げる区域等に含まれる土地であって、その設定の趣旨と両立し得る農業を行い得ない土地

(a) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域

(b) 森林法(昭和26年法律第249号)の保安林若しくは保安施設地区又は同予定地区及び全国森林計画において特定保安林の指定が計画されている土地の区域

(c) 河川法(昭和39年法律第167号)の河川区域又は河川予定地(ただし、河川管理者と調整が整ったもの、既に農用地区域として定められている区域等は除く。)

(d) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定に基づき指定された土地

- (e) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の地すべり防止区域
- (f) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)の急傾斜地崩壊危険区域
- (g) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の史跡名勝天然記念物が存在する区域
- b 農用地等以外の用途に供することについて具体的な転用計画等がある次の土地
 - (a) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第10条第4項及び関係政省令に定められた施設の用に供される土地
 - (b) 当該土地以外に代える土地がないこと等、法第13条第2項に掲げる要件をすべて満たす施設に供せられる土地
- c 次に掲げる区域等に含まれる土地であって、都市化が進行し、農業振興を図ることができないと認められる土地
 - (a) 市街化区域への編入を保留する特定保留区域
都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域への編入を保留する特定保留区域に指定され、かつ、市街化区域への編入が确实と判断される土地
 - (b) 用途地域指定予定区域
都市計画法の用途地域が定められることが确实と判断される土地
- d 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないとして認められる次に掲げる農用地
 - (a) 小規模点在農地
団地規模がおおむね5ha未満の小規模農地で、かつ、将来にわたって効率的な基盤整備を図ることができないと認められる土地(ただし、(ア) e に該当する土地は除く。)
 - (b) 近代化を図ることが不適な農地
標高、日照、傾斜等の自然的な条件からみて農業生産条件が不利な土地であって、基盤整備の導入及び農業の近代化等による条件改善を図ることが困難であると認められる土地
- e その他
 - (a) 非農地証明が発行される山林化した農用地
農業の近代化を図るための一体的な土地利用に支障がなく、周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす恐れがない土地で「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づく非農地証明(山林化要件のみ)が発行される土地。
ただし、農業委員会において、当該土地の非農地証明の審議と農用地区域からの除外に係る意見聴取(農業振興地域の整備に関する法律

施行規則(昭和44年農林省令第45号)第3条の2)が並行して行われ、同証明の発行と除外公告が同時に行えるよう調整された土地であること。

(b) 農業上の利用に供する目的で農用区域に含まれている山林原野(農地法(昭和27年法律第229号)の農地台帳に記録されていないものに限る。)のうち、将来にわたり農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める農用地として開発整備することが困難と認められる土地

(c) 農用地指定錯誤であることが明確な農用地

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

旧相模原市の区域においては、土地改良総合整備事業が行われた大沢地区の南部及び田名地区の西部を中心に、約320haを農用区域として指定しており、主に露地野菜の栽培が行われている。また、近年、都市化の進展による生産環境の変化に対応するため、イチゴ等の施設園芸の導入が一部農家で行われている。

一方、津久井地域においては、根小屋、青野原、大日野原等の一部の比較的平坦な農用地等を除き、中山間地の小規模な農用地等を中心に、約460haを農用区域として指定しており、主に露地野菜の栽培が行われている。また、近年、鳥獣被害が増加しており、獣害防護柵の設置等の対策が講じられている。

今後も、農用区域については、良好な営農環境が整備された一団の農用地等として保全を図るとともに、鳥獣被害防止のための広域獣害防護柵の設置等、その機能を最大限に活用することが可能となる施策を講じることにより、農業の振興を推進する。なお、各地区における用途別利用の方向は次のとおりである。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等	合計
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	現況
旧相模原市	308.7	308.7	0.0	-	-	-	-	-	-	3.4	3.4	0.0	312.1	312.1	0.0	6.5	318.7
旧城山町	51.2	51.2	0.0	-	-	-	-	-	-	2.2	2.2	0.0	53.5	53.5	0.0	17.7	71.2
旧津久井町	191.4	191.4	0.0	-	-	-	-	-	-	3.6	3.6	0.0	195.0	195.0	0.0	0.0	195.0
旧相模湖町	69.8	69.8	0.0	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.0	70.3	70.3	0.0	0.0	70.3
旧藤野町	118.2	118.2	0.0	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.0	118.7	118.7	0.0	0.0	118.7
計	739.3	739.3	0.0	-	-	-	-	-	-	10.2	10.2	0.0	749.6	749.6	0.0	24.2	773.8

(注) 端数調整により合計と内訳は一致しない。

イ 用途区分の構想

(ア) 大沢地区

相 A - 1 : 大島字諏訪森下地域の約11haの農用地区域については、従来から主に水田としての利用が図られている。

今後は、区画整理による大区画化や外周道路・基幹農道の整備を推進することにより、その生産性の向上を図るとともに、水稲作については、農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進する。

字下大島地域の約4haの農用地区域については、土地改良事業による基盤整備が完了しており、主に露地野菜の栽培が行われている。

今後は、隣接する「相模川自然の村」等の集客力をいかし、農産物の直売、市民農園、大人向け・子ども向けの農業体験プログラムといった事業の展開、農業体験学習等の学校教育と結びつけた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

相 A - 2 : 主要地方道鍛冶谷相模原線の両側に位置する大島字上の原、上沖原及び山中表の約25haの農用地区域については、主に露地野菜の栽培が行われている。同時に、一部の農用地等では、都市化の進展による生産環境の変化に対応するため、イチゴの観光農園が運営されている。

今後は、既存農道の整備を推進するとともに、主に露地野菜の栽培を進めることにより、農用地等の保全・有効活用を図りつつ、直売を始めとした販路の拡大等により、地域農業の確立を目指す。

また、農業生産基盤整備事業等の導入を含めた農道等の整備を検討していく必要がある。

相 A - 3 : 県立相模原総合高等学校に隣接している大島字上ノ台及び中沖原の約19haの農用地区域については、露地野菜及び果樹の栽培が行われている。

この地域については、基幹農道の整備は完了しているが、一部未整備農道が残されているため、今後、農業生産基盤整備事業の導入を含めた農道等の整備を検討していく必要がある。

また、都市化の進展に対応した農業経営の確立を目指し、主に露地野菜の栽培を進めることにより、農用地等の保全・有効活用を図る。

相 A - 4 : 大沢中学校の南側と三菱重工業相模原製作所に隣接した大島字下沖原、下タクボ、田名字神明平、櫻山及び紅葉山の約59haの農用地区域については、土地改良総合整備事業が完了し、本市で最も農業生産基盤の整備が進んでいる地域である。

この地域では、露地野菜及び果樹の栽培が行われており、その農業生産基盤をいかした規模拡大を目指して、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約に取り組むとともに、省力機械の導入等を促進

することで、高い品質を備えた農産物の生産と、その生産性の向上を図る。

(イ) 田名地区

相B-1：主要地方道鍛冶谷相模原線の両側に位置する田名字雨窪、柳窪及び堀米の約25haの農用区域は、土地改良総合整備事業による基盤整備が完了し、現在、区画の整形されたほ場において露地野菜及び果樹の栽培が行われている。

この地域では、農業生産基盤をいかした規模拡大を目指して、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約に取り組むとともに、省力機械の導入等を促進することで、高い品質を備えた農産物の生産と、その生産性の向上を図る。

相B-2：相模原市農業協同組合緑化センターに隣接した田名字下塩田の約7haの農用区域については、主に露地野菜の栽培が行われている。

今後は、同センターの集客力をいかし、農産物の直売、市民農園、大人向け・子ども向けの農業体験プログラムといった事業の展開、農業体験学習等の学校教育と結びついた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

相B-3：相模川沿岸に展開する田名字望地河原の約8haの農用区域については、従来から水田として利用が図られている。

今後は、区画整理による大区画化や用排水路の整備を推進することにより、その生産性の向上を図るとともに、農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進する。また、農業体験学習等の学校教育と結びついた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

田名字久所河原の約3haの農用区域については、土地改良事業による基盤整備が完了しているが、米の減反政策により、農用地等は全て畑地に転換されている。今後は、主に露地野菜の栽培を進めることにより、農用地等の保全・有効活用を図る。

相B-4：国道129号に近接した田名字桜並、原林、茶圃及び東山の約25haの農用区域については、露地野菜及び果樹の栽培が行われている。

当該地域については、一団の農用地等として保全されていることから、今後、農業生産基盤整備事業等の導入を含めた農道等の整備を検討していく必要がある。

(ウ) 上溝地区

相C-1：国道129号と主要地方道相模原茅ヶ崎線に挟まれた上溝字甲一号、甲二号及び田名字花ヶ谷戸の約29haの農用区域については、露地野菜及び果樹の栽培が行われており、一団の農用地等として保全されていることから、今後、農業生産基盤整備事業等の導入を含めた農道等の整備を検討していく必要がある。

相C-2：虹吹並びに上中丸地域である上溝字甲四号、甲五号、下溝字前原及び上中丸の約20haの農用地区域については、本市で最も養豚経営が盛んな地域であると同時に、露地野菜の栽培が行われている。

今後は、農業生産基盤整備事業等の導入を検討していくとともに、大型機械の導入可能な農道拡幅整備を推進し、畜舎経営の省力化を図りつつ、主に露地野菜の栽培を進めることにより、農用地等の保全・有効活用を図る。

(エ) 新磯地区

相D-1：新磯小学校の西側から座間市に隣接した磯部字下耕地及び外見取並びに新戸字上見取、西、南及び鷺島の約64haの農用地区域については、従来から主に水田としての利用が図られている。

今後は、区画整理による大区画化や農道の整備を推進することにより、その生産性の向上を図るとともに、水稻作については農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進する。

また、農業体験学習等の学校教育と結びついた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

(オ) 麻溝地区

相E-1：主要地方道相模原町田線の南側に位置する当麻字中島、連田、的場及び久住の約20haの農用地区域については、従来から主に水田として利用が図られており、米の減反政策による転作田の一部において、梨栽培が行われている。

今後は、区画整理による大区画化や農道の整備を推進することにより、その生産性の向上を図るとともに、水稻作については農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進する。

(カ) 川尻北部地区

城A-1、2：川尻の約36haの農用地区域のうち、広田や小松では、土地改良事業により主に露地野菜や水稻作等が行われ、城山湖周辺では梅の観光農園が運営されている。今後は、農業生産の効率化と省力化を維持し、生産性の向上を図る。

また、農業体験学習等の学校教育と結びついた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

(キ) 山野・大島界地区

城B：山野及び大島界の約16haの農用地区域については、露地野菜の栽培、花き・野菜等の施設園芸が営まれており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(ク) 小倉地区

城C：小倉山の山裾に広がる約16haの農用地区域については、露地野菜、茶の栽培が行われる一団の優良農地として保全されており、生産性の向上の

ため、農業生産基盤の整備を検討していく。

(ケ) 葉山島地区

城D：相模川右岸に沿った約9haの農用地区域については、水路や用排水施設等が整備され、水田として利用が図られており、周辺農地を含めた農業生産基盤整備事業の導入により、優良農地として保全を図る。畑地では茶の生産及び露地野菜の栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(コ) 三ヶ木・又野地区

津A-1～3：津久井湖南岸の約32haの農用地区域については、又野では、ほ場整備された畑地で花き、野菜等の施設園芸が営まれ、三ヶ木では露地野菜の栽培を中心に果樹の観光農業が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(サ) 根小屋地区

津B-1、2：津久井広域道路の沿道を中心とする金原等の約33haの農用地区域については、平坦で大規模な優良農地で養鶏や酪農が営まれ、飼料畑としての利用や露地野菜の栽培が行われており、圏央道相模原インターチェンジの開通及び津久井広域道路の整備に伴い、その交通利便性が大きく向上していることから、良好な営農環境の確保を目的とした土地改良事業の実施を推進するとともに、農業を軸とした地域の活性化を図る。

(シ) 串川地区

津B-3～6：国道412号沿いの約70haの農用地区域のうち、長竹の緩傾斜地帯に広がる畑地には大学の研究施設が立地し、畜産農家の飼料畑としての利用や露地野菜、果樹栽培が行われている。また、水田は、ほ場整備が完了している。青山の道志川にかけて広がる畑地は、露地野菜の栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(ス) 焼山麓^{しょうざんろく}地区

津C-1～3：宮ヶ瀬湖に隣接する鳥屋の約12haの農用地区域は、大型農産物直売所を中心に露地野菜の栽培が行われているが、リニア中央新幹線の車両基地の整備が西部で計画され、農用地区域の減少が見込まれている。今後は、東部で営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

津D-1～3：国道413号沿いの青野原の約32haの農用地区域では、休憩施設や駐車場が整備された市民農園があり、露地野菜の栽培や果樹栽培が行われ、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

また、農業体験学習等の学校教育と結びつけた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

津 E - 1 ~ 5 : 国道413号沿いの青根の約13haの農用区域では、山間の地形をいかした小規模な水田や畑地が点在しており、水稻作、露地野菜の栽培、りんご等の果樹栽培及び野菜の施設栽培が行われている。今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(セ) 内郷北地区

湖 A - 1、2 : 沼本貯水池に隣接した約13haの農用区域は、露地野菜の栽培やぶどうの果樹栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

また、農業体験学習等の学校教育と結びつけた活動等を促進することにより、地域農業の確立を目指す。

(ソ) 内郷東地区

湖 A - 3 ~ 5 : 国道412号線が中央を通る阿津、寸沢嵐及び沼本の約10haの農用区域は、酪農の畜産農家が飼料畑として利用し、耕地整理された畑地では露地野菜の栽培が行われている。今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

湖 A - 6、7 : 道志川沿いの道志の約21haの農用区域については、ほ場整備された水田では、生産性の向上のため、農道や用排水路の農業生産基盤の整備を進めていく。畑地では露地野菜の栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(タ) 内郷西地区

湖 A - 8 ~ 11 : 国道412号線の南側の約25haの農用区域については、住宅に混在する畑地で露地野菜の栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(チ) 佐野川地区

藤 A - 1、2 : 山梨県上野原市に隣接する約33haの農用区域については、急峻な山裾に点在する畑地では茶の栽培が行われ、周辺の平坦地では露地野菜が栽培されている。今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(ツ) 沢井地区

藤 B - 1、2 : 沢井川流域沿いの約30haの農用区域については、茶の栽培や露地野菜の栽培が行われており、今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。獣害防護柵を設置し、一団の優良農地として保全されている大日野原では、不整形な区画の整理と生産性向上のため、農業生産基盤整備事業の導入を図る。

(テ) 名倉地区

藤 C - 1 ~ 3 : 相模川及び秋山川沿いの約20haの農用区域では、園芸ランド等の資源をいかし、露地野菜の栽培、果樹の栽培が行われており、今後

も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

(ト) 牧野地区

藤D-1～4：主要地方道山北藤野線及び県道奥牧野相模湖線沿いの約36haの農用地区域については、露地野菜の栽培、栗や梅の果樹栽培が行われ、篠原では水田が活用される等、体験・交流型の農業が行われている。今後も営農環境を確保し、農用地等の保全・活用を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 旧相模原市の区域の農業振興地域における農用区域内の土地利用の現状は、田が約82ha、畑が約221ha、樹園地が約12haである。

田についてはその大部分で農業生産基盤の整備が行われているが、畑についてはおおむね全体の半数程度にとどまっている。

このことから、畑については、農道の整備、ほ場の大区画化その他の農業生産基盤の整備を目的とした事業の導入を促進していく。

また、田については、農道、用排水路その他の既存施設の適切な機能管理を行うとともに、ほ場区画の大規模化と大型機械を活用した生産体系の導入等の必要に応じて農業生産基盤整備事業を実施し、農用区域内の農業生産基盤の強化を図る。

(2) 津久井地域の農業振興地域における農用区域内の土地利用の現状は、田が約24ha、畑が約312ha、樹園地が約80haである。

旧城山町の水田は、土地改良事業等の基盤整備が進んでいるが、取水施設、農道、用排水路等の農業用施設の適切な機能管理のための農業生産基盤整備事業の導入を検討していく。また、畑についても、一団の優良農地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を図る。

旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の田、畑、樹園地は、山間丘陵地にあって、宅地と農用地等が混在する小規模な団地が多い。農道、水路等の農業生産基盤については、農耕車両が利用可能な整備が求められている一方で、宅地の地先道路としての機能維持が求められており、適切な機能管理のため農業生産基盤整備事業の強化を図る。

また、根小屋(金原)地区では、津久井広域道路計画の具体化に合わせた土地改良事業の導入を図る。

今後の地区別農業生産基盤の整備及び開発の方向は次のとおりである。

ア 大沢地区

諏訪森下の水田地域については、外周道路・基幹農道の整備を行うとともに、既存農道、用排水路その他の農業用施設について、適切な機能管理を行う。

下大島地域については、農業生産基盤整備が完了している。

上大島地域については、既存農道の拡幅等、農業生産基盤整備を図る。

また、県立相模原総合高等学校に隣接する大島・上九沢地域については、基幹農道の整備は完了しているが、未整備農道が多いため、地域の整備水準の向上を図る。

イ 田名地区

主要地方道鍛冶谷相模原線の両側に位置する田名雨窪・堀米柳久保地域は、土地改良総合整備事業による農業生産基盤整備事業が完了している。

望地地域では、幹線用水路について多自然型水路の整備が完了していることから、その他既存用排水路の整備を引き続き実施するとともに、既存農道、用排水路その他の農業用施設について、適切な機能管理を行う。

また、新宿地域については、基幹農道の整備は完了しているが、未整備農道が多いため、地域の整備水準の向上を図る。

ウ 上溝地区

虹吹・上中丸地域においては、未整備農道が多いことから、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

エ 新磯地区

既存農道、用排水路その他の農業用施設について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

オ 麻溝地区

当麻地域については、既存農道、用排水路その他の農業用施設について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

カ 川尻北部地区

既存農道、用排水路その他の農業用施設について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

キ 山野・大島界地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

ク 小倉地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

また、一団の優良農地については、農業生産基盤の整備により、農業生産性の向上を図る。

ケ 葉山島地区

既存農道、用排水路等の農業用施設について、適切な機能管理を行うとともに、周辺農地を含めた農業生産基盤整備事業の導入を図る。

コ 三ヶ木・又野地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

サ 根小屋地区

金原地区においては、津久井広域道路の整備と連携し、津久井地域の農業の拠点形成を目的に大規模な土地改良事業の導入を図り、農業を軸とした地

域の活性化を図る。

シ 串川地区

既存農道及び用排水路について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

ス 焼山麓地区

既存農道及び用排水路について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

セ 内郷北地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

ソ 内郷東地区

既存農道及び用排水路について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

また、道志新田の一団の優良農地については、農業生産基盤の整備を進め、農業生産性の向上を図る。

タ 内郷西地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

チ 佐野川地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

ツ 沢井地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

また、大日野原の一団の優良農地については、良好な営農環境の確保を目的とした土地改良事業による農業生産基盤の整備により、農業生産性の向上を図る。

テ 名倉地区

既存農道について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

ト 牧野地区

既存農道及び用排水路について、適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて改修工事を実施し、地域の整備水準の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道整備	農道の改修、舗装	相A-1	11ha	相 1	
用排水改良	用排水路の改修	相B-3	8ha	相 2	
農道整備	農道の改修、舗装	相B-4	25ha	相 3	
農道整備	農道の改修、舗装	相C-2	20ha	相 4	
農道整備	農道の改修、舗装	相D-1	28ha	相 5	
農道整備	農道の改修、舗装	相E-1	20ha	相 6	
区画整理	区画整理	城C	13ha	城 1	
農道整備	農道の改修、舗装	城C	13ha	城 2	区画整理時
用排水改良	用排水路の改修	城D	15ha	城 3	
区画整理	区画整理	津B-2	28ha	津 1	
農道整備	農道の改修、舗装	湖A-7	6ha	湖 1	
区画整理	区画整理 農道整備	藤B-1	30ha	藤 1	
農道整備	改良延長	藤B-1	30ha	藤 2	区画整理時

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源環境の保全、山地災害の防止、保健・レクリエーション、環境教育、希少な動植物の生息の場、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止等の多様な機能を有しており、適切な整備による健全な森林の保全・育成を継続的に行っていくことが大切である。

集落周辺の森林は、間伐、枝打ち等の適切な整備をすることで、農用地等への日照、通風や野生鳥獣の侵入防止等の効果を発揮している。

また、森林は、木材や燃料、紙の原料、きのこや山菜等の日常生活に欠かせない資源を供給する場となっており、森林資源は肥料や飼料として利用されているほか、緑化用材料や工芸用材料等にも利用されている。

林業の振興は、農山村の活性化のために重要な役割を担っていることから、さらなる施策を講じる必要がある。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市では、少子高齢化の進行による労働力の減少、農業従事者の高齢化、担い手不足、都市化の進展、鳥獣被害の深刻化等を原因とした農用地等の荒廃が進んでいる。

農用地等の保全・管理は、原則として所有者の責任であるものの、発生した荒廃農地による影響は、当該農用地等にとどまるものではなく、周囲の営農環境の悪化や、生産性の低下等を招き、さらなる農用地等の荒廃化を誘引するという負の連鎖を生じることとなる。

こうした状況を踏まえ、本市における農用地等の保全の方向は、次のとおりとする。

- (1) 一定規模以上の集団性を有する優良農地を中心に農用地等の保全を図る。
- (2) 一定規模未満の農用地等であっても、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認める土地については、(1)と同様に農用地等の保全を図る。
- (3) 農用地等の保全を目的とした農業生産基盤整備の実施に当たっては、各地点で無秩序に整備を実施するのではなく、地域全体の整備の在り方を踏まえ整備を実施する。
- (4) 農業生産基盤整備事業の導入が困難である中山間地域に関しては、中山間地域等直接支払制度等を活用し、可能な限り農用地等の保全に努める。
- (5) 農用地等の農用区域からの除外に際しては、その周囲の土地の農業上の利用に支障が生じないことを前提としつつ、本市の土地利用計画との調和を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農用地等の流動化の促進

農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業等を活用し、農用地等の流動化を促進する。

(2) 地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約

認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を図る。

(3) 法人参入の促進

新たな担い手としての法人の農業参入を促進する。

(4) 鳥獣被害防止対策

深刻化する鳥獣被害を防止するための対策を実施する。

(5) 遊休・荒廃農地の解消

国及び県補助事業を積極的に導入し、荒廃農地の再生を進めるとともに、農用地等の流動化の促進や鳥獣被害防止対策の実施により、耕作放棄の抑制を図る。

(6) 農業委員会、農業協同組合その他の関係機関との連携

(1) から (5) までの活動について、関係機関と綿密な連絡・調整を取り合うことで、迅速かつ的確な対応を行う。

(7) 農地の多面的機能、農業振興地域制度の周知啓発

農地の多面的機能や農業振興地域制度の周知・啓発を図るとともに、グリーンツーリズムによる農業体験等により、農用地等の重要性和、その保全の必要性についての理解者を増やすことで、地域全体での農用地等の保全活動を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

集落周辺の森林は、農用地等への日照、通風、野生鳥獣の侵入防止等の効果があることから、間伐、枝打ち等の適切な整備を行う。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

大消費地に近いという恵まれた立地を最大限に活用し、販売・流通面における立地の優位性をいかすとともに、適切な営農類型及び経営規模の設定によって、他産業並みの実質所得・労働時間の実現による持続可能な力強い農業の確立を図る必要がある。

具体的には、農用地等の流動化の促進と認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約、省力機械の導入等の促進による高い品質を備えた農産物の生産と、その生産性の向上等を図ることで、地域の中心的経営体の育成・確保を推進する。

ただし、中山間地域等の一部の地域においては、大規模な連担農地の少なさ、農業従事者の高齢化等により、単なる規模拡大志向によらない農業振興を図る必要があることから、地域全体で農業を支えていく取組への支援等その地域の特性に即した農業振興のための施策を推進していく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、「相模原市農業経営基盤強化基本構想」に掲げる本市における主要な営農類型は、次のとおりである。

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例) (1/3)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	作付面積等 だいこん0.4ha にんじん0.3ha ばれいしょ0.3ha やまといも0.2ha キャベツ0.4ha ブロッコリー0.2ha レタス0.2ha ほうれんそう0.2ha かんしょ0.2ha とうもろこし0.3ha	資本装置 トラクター 30ps 1台 管理作業機 マルチャー だいこん洗い機 選別機 掘取り機 他 その他 ・1ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・パート雇用による労働の軽減 ・給与制の導入
	経営面積 畑 2.0ha			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
野菜 直売	作付面積等 促成トマト 0.1ha 抑制きゅうり 0.1ha だいこん 0.05ha ばれいしょ 0.1ha さといも 0.05ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha ねぎ 0.1ha ほうれんそう 0.2ha こまつな 0.1ha 経営面積 施設用地 0.15ha 畑 0.5ha	資本装置 大型ビニールハウス 1,000m ² 育苗ハウス 150m ² 暖房機 保冷库 トラクター 20ps 1台 管理作業機 加工施設 30m ² 加工機器 作業舎兼車庫 130m ² 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・パート雇用による労働の軽減 ・給与制の導入
施設 野菜 + 露地 野菜	促成トマト 0.15ha 半促成トマト 0.15ha 抑制きゅうり 0.15ha ばれいしょ 0.2ha かんしょ 0.1ha さといも 0.1ha キャベツ 0.2ha 経営面積 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	資本装置 硬質プラスチックハウス 2,000m ² 大型ビニールハウス 2,000m ² 自動カーテン 暖房機 トラクター 20ps 1台 管理作業機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・施設に係る軽作業についてパート雇用による労働の軽減 ・給与制の導入
酪農 (都市 近郊型)	飼養頭数 経産牛 40頭 育成牛 14頭 経営面積 飼料畑 3.0ha 用地 0.2ha	資本装置 成牛舎 440m ² 育成舎 70m ² ふん処理施設 220m ² 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 農作業機械 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入(ヘルパーの活用) ・給与制の導入
養豚 (都市 近郊型)	飼養頭数 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 経営面積 用地 0.2ha	資本装置 繁殖豚舎 160m ² 分娩舎 65m ² 育成豚舎 120m ² 肥育舎 370m ² 密閉型堆肥化施設 飼料給与機械・施設 浄化槽 農作業機械 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 (直売所)	飼養頭数 成 鶏 5,000羽 経営面積 用 地 0.1ha	資本装置 成 鶏 舎 560m ² 鶏 卵 処 理 室 50m ² 密閉型堆肥装置 鶏卵販売施設 農 作 業 機 械 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
養鶏 (市場出荷型)	飼養頭数 成 鶏 20,000羽 育 成 雛 6,000羽 経営面積 用 地 0.3ha	資本装置 成 鶏 舎 2,200m ² 育 成 舎 440m ² 育 雛 舎 270m ² 鶏 卵 処 理 室 33m ² 密閉型堆肥装置 自 動 給 餌 機 自 動 除 糞 機 農 作 業 機 械 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
落葉 果樹 +水稲	作付面積等 な し 0.7ha 水 稲 0.3ha 経営面積 樹 園 地 0.7ha 水 田 0.3ha	資本装置 果 樹 棚 0.7ha 防鳥防虫ネット 0.7ha スピードプレイヤー 田植機 } コンバイン } 共同利用 乾燥機 } 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
鑑賞 樹	作付面積 苗 木 0.4ha 養 生 樹 0.4ha 仕 立 0.1ha 経営面積 用 地 0.9ha	資本装置 ビニールハウス 660m ² 灌 水 設 備 ユ ニ ッ ク バケットローダー 小型ショベル 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
温室 鉢物	作付面積 鉢 物 0.1ha シクラメン等 経営面積 施設用地 0.3ha	資本装置 硬質プラスチックハウス 1,000m ² ビニールハウス 330m ² 暖房・かん水施設 消 毒 機 ポブキャット バケットローダー 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入

【出典：相模原市農業経営基盤強化基本構想】

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業は、畑作が中心の営農形態及び兼業化の著しい進行により農用地等の流動化が進みにくい状況がある。このため、各地域の話合いの活性化を促進する等の地域の実情に応じた、きめ細かな流動化のための対策を講じることによって、認定農業者等の地域の中心的経営体に対する農用地等の集積・集約を積極的に進めていく。

そして、地域の中心的経営体の経営耕地面積の拡大に合わせ、農作業受託による実質的な作業効率の改善を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

同時に、必要に応じて、各地域の農業振興、産地としての競争力確保等を目的とした農業従事者による営農集団の組織とその有機的連携、当該連携による直売ネットワークの形成等を促進する。

また、農用地等の集団化、生産性の向上、その農業上の機能を最大限に活用することを目的として、地域全体での農業生産基盤の整備を推進する。

さらに、畜産経営の安定と家畜糞尿の有効利用に資するため、畜種農家と耕種農家との連携を深め、堆肥活用による地域内資源循環、生産した農産物の地産地消を推進するとともに、農用地等における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じない範囲において地元消費者、観光客向けの直売や市民農園の整備を促進していくほか、自給的農業等との共存を図る。

上記の内容を踏まえた主な地区における今後の誘導方向は次のとおりである。

ア 大沢地区

本地区の南部については、土地改良総合整備事業が完了し、土地利用の効率化が図られていることから、今後も引き続き優良農地として保全・活用を図っていく。

具体的には、農用地等の流動化と集積・集約を推進するとともに、農地中間管理機構の中間保有地を活用した新規就農者に対する研修等の事業を促進することにより、担い手の確保に努める。

また、下大島地域については、地域営農集団を当該地域の農業振興の中心的活動主体と位置付けるとともに、「相模川自然の村」等の集客力をいかし、地域の水田・畑地を利用した農産物の直売、市民農園の整備、農業体験の充実を促進する。

イ 田名地区

本地区の西部については、土地改良総合整備事業が完了し、土地利用の効率化が図られていることから、今後も引き続き優良農地として保全・活用を図っていく。

具体的には、主に生産されている露地野菜の栽培を促進するとともに、農用地等の流動化と集積・集約の推進、立地条件をいかした農産物の流通・販売方策の充実を促進する。

ウ 上溝地区

露地野菜の生産及び畜産を中心とした土地利用が行われており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を促進するとともに、耕種農家と畜種農家の連携を強化し、堆肥活用による地域内資源循環その他の環境に配慮した農業生産を推進する。

エ 新磯地区

本市最大の水田地帯であり、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約、農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進することで、その遊休・荒廃農地化を防ぐとともに、水稻作付け農家と畜種農家の連携を強化し、堆肥活用による地域内資源循環その他の環境に配慮した農業生産を推進する。

オ 麻溝地区

当麻地域については、水稻作と果樹生産を中心に土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約、農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

カ 川尻北部地区

土地改良事業の導入により水田の利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約、農用地等の集団化及び共同作業の導入を促進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

キ 山野・大島界地区

露地野菜の栽培、花き・野菜等の施設園芸の土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進するとともに、立地条件をいかした農産物の流通・販売方策の充実を促進する。

ク 小倉地区

露地野菜や茶の栽培が行われる一団の優良農地として生産性の向上を図るため、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進するとともに、農業生産基盤の整備事業の導入を検討していく。

ケ 葉山島地区

一団の優良農地として生産性の維持・向上を図るため、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約、集団化及び共同作業の導入を促進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

コ 三ヶ木・又野地区

露地野菜の栽培、花き・野菜等の施設園芸の土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

サ 根小屋地区

一団の優良農地をいかし、露地野菜の栽培のほか、養鶏や酪農の畜産業による土地利用が図られている。また、津久井広域道路の整備が予定されていることから、土地改良事業の実施により、津久井地域の農業振興を支える中核的な地域となるよう認定農業者や法人等の優良な経営体への農用地等の集積・集約を行っていく。

シ 串川地区

水稲作、露地野菜、果樹栽培等の土地利用が図られており、長竹の緩斜面地等では認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、優良農地の遊休・荒廃農地化を防止する。

ス 焼山麓地区

水稲作、露地野菜の栽培、花き・野菜等の施設園芸の土地利用が小規模な農用地等で図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

セ 内郷北地区

露地野菜、果樹の栽培等の土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

ソ 内郷東地区

水稲作、露地野菜、果樹の栽培等の土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進し、水田では農業生産基盤の整備を図ることで、遊休・荒廃農地化を防止する。

タ 内郷西地区

露地野菜、果樹の栽培等の土地利用が図られており、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

チ 佐野川地区

茶の栽培を中心に露地野菜等の土地利用が図られており、茶業の振興を図るとともに、農業経営の規模拡大に取り組む意欲的な農業者への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

ツ 沢井地区

露地野菜や茶の栽培が行われる一団の優良農地として生産性の向上を図るため、地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進するとともに、農業生産基盤の整備事業の導入を検討していく。

テ 名倉地区

露地野菜、果樹の栽培等の土地利用が図られており、農地所有適格法人等の地域の意欲的な経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

ト 牧野地区

水稻作、露地野菜、果樹の栽培等の土地利用が図られており、農地所有適格法人、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約を推進することで、遊休・荒廃農地化を防止する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成・確保

農用地等の集積・集約や省力機械の導入等に対する費用補助といった支援、相模原市認定農業者連絡会と連携した認定農業者制度の周知、経営改善研修等の支援を行うことで、その経営の安定化、企業的経営感覚に優れた経営体の育成・確保対策を推進する。

(2) 農用地等の流動化の促進

農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業等を利用した農用地等の流動化を積極的に促進するとともに、認定農業者等の地域の中心的経営体への農地の集積・集約を図る。

ア 農地中間管理事業について

事業主体である公益財団法人神奈川県農業公社を中心に農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、同事業を促進する。

イ 利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業については、関係機関と連携し、農用地等の集積・集約と農業上の効率的な土地利用を図っていく。

(3) 農用地等の集団化

関係機関と連携し、農用地等の利用実態を把握するとともに、各地域の実情に応じた適切な農用地等の移動あっせんを行うことで、集団的な農用地等の確保に努める。

具体的には、市と農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携し、農用地等の現状、農業経営の規模拡大を志向する者及び離農のために農用地等を手放そうとする者の意向等の情報の共有化、こうした意向の調整のための各地域の話合いの活性化等により、認定農業者等の地域の中心的経営体への農用地等の集積・集約に取り組むとともに、同一地域内における当該地域の中心的経営体、小規模兼業農家、自給的農業を行う農家等との間の利用調整等による農用地等の集団化を促進する。

(4) 農作業受委託の促進

地域の農業生産組織や中心的経営体を農作業の受け手とする体制づくりを促進する。

具体的には、農業協同組合等により農作業の受委託についてのあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業従事者の組織化、共同利用機械の整備に対する支援等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(5) 農業生産組織の育成

農業生産組織は、地域の農業振興を図る上で非常に重要な要素であると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としての性質を有していることから、営農の実態等の地域の特性に即した農業生産組織を育成するとともに、その生産技術・販売力等の強化を図り、体制が整ったものについては法人化への誘導を行う。

また、集落単位の地縁的な結合による農業生産組織については、集落内農業従事者の意思疎通の円滑化を図りつつ、その組織の育成に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

相模原市森林整備計画等との整合を図りながら、具体的な振興策について検討していく。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、それに伴う技術継承の断絶、都市化の進展による農用地等の減少、遊休・荒廃農地の増加、鳥獣被害の深刻化等、非常に厳しい状況にある。

こうした環境の中で持続可能な力強い農業の確立を図るためには、農用地等の保全・有効活用、生産性の向上、販路の拡大、地域特産物の開発、農業に対する理解を得るための機会の拡充等に努めなければならない。

今後は、以上の点に留意しつつ、農業近代化施設の整備に関する施策を実施することで、地域農業の確立を目指すものとする。

主な地区の今後の農業近代化施設の整備方向は次のとおりである。

(1) 大沢地区

諏訪森下の水田地帯については、水稲作の活性化を促進する。

また、本地区の南部については、主に生産されている露地野菜について、相模原市農業協同組合との連携により、集出荷能力の強化、直売の拡大を目指し、所要の施設整備を図る。

(2) 田名地区

耕種農家の占める割合の多い地区であり、市場出荷や直売に加え、小売業向けの契約栽培の作付け、地場農産物の学校給食への導入等により、販路の拡大を目指し、施設整備を検討していく。

(3) 上溝地区

露地野菜の生産及び畜産経営における生産性の向上を目的とした省力機械等の導入を図るとともに、耕種農家と畜種農家の連携による有機肥料の活用促進、直売の拡大を目指し、施設整備を検討していく。

(4) 新磯地区

本市最大の水田地帯として水稲作の活性化を目指し、施設整備を検討していく。

(5) 麻溝地区

当麻地域については、水田地帯における水稲作の活性化を図る。

また、同地域の果樹生産については、相模川に近接した沿道での直売等、その特性を最大限に活用することを目指し、施設整備を検討していく。

(6) 川尻北部地区

水田地帯では、水稲作の活性化を図り、城山湖周辺では梅の直売の拡大につながる加工・直売施設整備を推進していく。

(7) 山野・大島界地区

花きや野菜等の施設園芸が図られており、今後は、省力化機械の導入や機械設備の更新、施設整備を検討していく。

(8) 小倉地区

優良農地等の集積・集約を活用した基盤整備事業の進捗に合わせ、露地野菜の生産、茶の栽培の活性化を目指し、生産性の向上を目的とした省力化・管理機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(9) 葉山島地区

水田地帯では優良農地の集積・集約をいかした農用地区域の指定に合わせて水稲作の機械化を推進するとともに、畑地では露地野菜栽培の省力化機械の導入、施設整備を検討していく。

(10) 三ヶ木・又野地区

露地野菜の生産、花きや野菜等の施設園芸や畜産経営における生産性の向上を目的とした省力化機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(11) 根小屋地区

露地野菜の生産、畜産経営の生産性の向上を目指した省力化機械の導入や機械設備の更新を図るとともに、優良農地等の集積・集約を活用した基盤整備事業の進捗に合わせ、露地野菜の生産のための施設や機械の導入、貯蔵、加工、流通の効率化に向けた集出荷施設等の整備を図るとともに、農産物直売施設や消費者との交流施設の整備等を推進する。

(12) 串川地区

露地野菜、果樹栽培の生産性の向上、水稲作の活性化を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新を推進するとともに、直売や加工施設の整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(13) 焼山麓地区

露地野菜の生産、花きや野菜等の施設園芸、水稲作の活性化を目指し、生産性の向上を目的とした省力化機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(14) 内郷北地区

露地野菜、果樹栽培の生産性の向上を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(15) 内郷東地区

露地野菜の生産性の向上を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新を推進する。道志新田については、基盤整備事業に合わせて省力化機械等の導入、獣害防護柵の設置を検討していく。

(16) 内郷西地区

露地野菜の生産性の向上を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新を推進するとともに、地区内の民間観光施設を活用した直売施設の整備、獣害防護柵の設置を推進する。

(17) 佐野川地区

露地野菜の生産、茶の栽培の活性化を目指し、生産性の向上を目的とした省力化・管理機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(18) 沢井地区

優良農地等の集積・集約を活用した基盤整備事業の進捗に合わせ、露地野菜の生産、茶の栽培の活性化を目指し、生産性の向上を目的とした省力化・管理機械等の導入や機械設備の更新、施設整備を検討していく。

(19) 名倉地区

露地野菜、果樹栽培の生産性の向上を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

(20) 牧野地区

露地野菜、果樹栽培の生産性の向上、水稲作の活性化を目指し、省力化機械等の導入や機械設備の更新、施設整備、獣害防護柵の設置を検討していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置 及び 規模	受益の範囲			利用組織	対函番号	備考
		受益 地区	受益 面積	受益 戸数			
集出荷施設	大沢 1基	相A-4		3戸以上	共同利用	相7	
直売施設	金原	津B-2			共同利用	津2	
加工施設	金原	津B-2			共同利用	津3	
集出荷施設	金原	津B-2			共同利用	津4	
農機具格納施設	金原	津B-2			共同利用	津5	
園芸栽培施設	金原	津B-2			共同利用	津6	
農業研修施設	金原	津B-2			共同利用	津7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

相模原市森林整備計画等との整合を図りながら、具体的な振興策について検討していく。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業協同組合、かながわ農業アカデミーその他の関係機関と連携し、各関係機関の既存施設を最大限に活用することで、農業を担うべき者の育成・確保施設の代わりとしていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域農業の主な担い手の確保に当たっては、農用地等の集積・集約等により認定農業者等の地域の中心的経営体又は地域の中心的経営体となることが期待される新たな担い手の育成・確保を図る必要がある。

同時に、少子高齢化に伴う労働力の減少による、他産業との人材獲得競争の激化が予想されることから、農業従事者の安定的な確保を図るため、高齢者や退職者、援農ボランティアに加え、障害者、子育て中の父親・母親等の幅広い人的資源を農業従事者として取り込めるよう、時代に合わせた農業従事者の確保を図るための農業技術研修体制の整備、作業・雇用環境の改善のための支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

相模原市森林整備計画等との整合を図りながら、具体的な振興策について検討していく。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、商・工業合わせて約24,000の事業所が設けられており、本市全体としては恒常的勤務の機会に恵まれているものの、中山間地域における就業機会は限定的であることから、今後もより一層安定的な雇用形態の確保を促進する。

また、今後の少子高齢化の進行と、それに伴う労働力の減少を考慮し、農業従事者については、その農業技術をいかすことができる市内農業分野への就労を促進する。

区分	従業地								
	市内			市外			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	252	97	349	106	28	134	358	125	483
自営兼業	199	100	299	5	3	8	204	103	307
日雇い・臨時雇い	54	47	101	7	8	15	61	55	116
その他	139	102	241	16	7	23	155	109	264
総数	644	346	990	134	46	180	778	392	1,170

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業以外の産業への就業については、その機会が確保されている。

他方、少子高齢化の進行と、それに伴う労働力の減少が想定される中で、農業従事者の安定的確保を図る必要があることから、農産物直売所、6次産業化加工施設等の設置、農地所有適格法人の育成、都市と農山村の交流を軸としたグリーンツーリズムや農産物の加工・販売、各種体験イベントの開催等を支援するとともに、農産物の生産、流通、販売等を営む企業の誘致を図ることで、農業分野における就業機会の創出を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の適正な維持管理を推進するためには、国内産の木材価格等の林業を取り巻く経済環境の変化や水源環境税に依拠しない森林整備の財源確保が必要である。このため、森林環境譲与税を財源とした林業労働力の育成・確保対策を検討する。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 旧相模原市の区域

農業従事者の高齢化や担い手の不足、それに伴う技術継承の断絶、都市化の進展による農用地等の減少、遊休・荒廃農地の増加等、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、農地の多面的機能を活用し、都市住民の生活と農業を結びつけた農業施策の必要性は、各地域における農業振興や生活環境維持を図る上で、その重要性を増している。

今後の生活環境施設の整備に当たっては、災害時における緊急避難路や迂回路としての農道整備、防災上の空間としての農用地等の活用、「循環型社会」の形成を目指した「循環型農業」の実践、農作業を通じた生きがいの場の確保、高齢化の防止、心の健康の保持・増進等、農業の振興、農山村生活環境の整備と都市機能の充実との調和を目指し、実施すべき事業を検討する必要がある。

(2) 津久井地域

都市化の進展に伴い、農家の兼業化、高齢化、混住化が進み、同一地域における生活意識の多様化がみられ、従来からの地域連帯感の欠如、集落機能の低下が現れている。このため、農家、非農家を含めた地域の交流の場づくり、各種組織の育成強化を通じ、地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成を図る必要がある。

今後の生活環境施設の整備に当たっては、中山間地域における農業基盤の重要性を考慮し、生活道路として機能している農道の維持・保全を図るとともに、山村地域の高齢化が進展する集落においては、集落環境の保全に向けた生活環境施設の整備に配慮し、活力ある集落づくりを進める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

相模原市森林整備計画等との整合を図りながら、具体的な振興策について検討していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第10 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）

別 記 農用地利用計画（省略）